

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年4月12日

**【四半期会計期間】** 第14期第2四半期(自平成24年12月1日至平成25年2月28日)

**【会社名】** K L a b株式会社

**【英訳名】** K L a b I n c .

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 真田 哲弥

**【本店の所在の場所】** 東京都港区六本木六丁目10番1号

**【電話番号】** 03 - 4500 - 9077

**【事務連絡者氏名】** 取締役IR室長 中野 誠二

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区六本木六丁目10番1号

**【電話番号】** 03 - 4500 - 9077

**【事務連絡者氏名】** 取締役IR室長 中野 誠二

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第14期 第2四半期 連結累計期間
会計期間		自 平成24年9月1日 至 平成25年2月28日
売上高	(千円)	7,119,494
経常損失( )	(千円)	727,054
四半期純損失( )	(千円)	597,603
四半期包括利益	(千円)	633,688
純資産額	(千円)	2,522,074
総資産額	(千円)	7,405,994
1株当たり四半期純損失金額( )	(円)	23.80
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	(円)	-
自己資本比率	(%)	33.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,708,956
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,633,985
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	3,643,973
現金及び現金同等物の 四半期末残高	(千円)	2,253,653

回次		第14期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日
1株当たり四半期純損失金額( )	(円)	17.35

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりますので、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度の主要な経営指標等については記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
5. 第14期は決算期変更により、平成24年9月1日から平成25年12月31日までの16ヶ月の変則決算となっております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について重要な変更はありません。

なお、第1四半期連結会計期間より、特にKLab Global Pte. Ltd.、KLab Cyscorpions Inc.、KLab America, Inc.については今後重要性が増すと考えられることから連結の範囲に含めており、また、メディアインクルーズ株式会社及び可来?件??(上海)有限公司(KLab China)の株式を取得し、連結子会社化いたしました。

さらに、当第2四半期連結会計期間より、SBI-KLab Startup 1号投資事業有限責任組合を今後重要性が増すと考えられることから持分法適用の範囲に含めております。

この結果、当社グループは、当社及び連結子会社5社、持分法適用関連会社1社により構成されることとなりました。連結子会社5社はゲーム事業セグメントに分類しており、持分法適用関連会社はその他事業セグメントに分類しております。

## 第2 【事業の状況】

当社は、第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期及び前連結会計年度末との対比は行っておりません。

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、自由民主党新政権による経済対策への期待に伴う円安・株高基調への転換をきっかけとして、景気回復への期待が高まっており、实体经济においても、回復に向かい始めました。しかしながら、世界経済全体としては欧州の債務問題や新興国における景気減速もあり、先行き不透明な状況にありました。

当社グループを取り巻く事業環境としては、フィーチャーフォンからスマートフォンへの移行が第1四半期連結累計期間に引き続き急進しており、世界の携帯電話販売台数に占めるスマートフォンの割合が平成25年には41.3%、平成27年には51.8%と、半数以上になると予想されております（総務省：平成24年版情報通信白書）。

このような事業環境の中で、当社グループは、世界のモバイルオンラインゲーム市場がスマートフォン端末の普及とともに急速に拡大すると想定し、海外拠点の整備、ネイティブゲーム開発体制整備への先行投資を行ってまいりました。

当第2四半期連結累計期間の6カ月において、当社グループは40本の新作ゲームのリリースを計画しておりましたが、計画を下回る23本のリリースに止まりました。これにより、新作ゲームによる売上は計画値を893百万円下回りました。

一方で平成25年12月期開始前から提供している既存ゲームは27本で、これらの既存ゲームによる売上は計画値を278百万円上回りました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高7,119,494千円、営業損失880,832千円、経常損失727,054千円、四半期純損失597,603千円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### (ゲーム事業)

当第2四半期連結累計期間において当社グループが提供を開始した新作ゲームは23本となりました。中でも「Lord of the Dragons」は、App Storeから平成24年9月にグローバル市場向け、平成24年12月に国内市場向けにサービス提供を開始しておりますが、アメリカおよび国内のApp Storeにおける売上ランキングで上位を獲得し、現在も高位安定しております。

また、既存作の中でも「真・戦国バスター」はApp Store、Google Playの両アプリストアにおいて売上ランキングで高位に安定しており、特にApp Storeにおいては平成24年1月のリリースから1年以上経過するにも関わらず上位維持しております。

これらの事実から国内外の市場において、当社グループが強みを発揮できるゲームカテゴリーの確認とプロモーション手法のケーススタディーが得られました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の当セグメントの売上高は6,569,569千円、セグメント利益は1,477,963千円となりました。

また、今後のゲーム事業の施策については、「(4)事業上及び財務上の対処すべき課題」において詳細を述べさせていただきます。

#### (その他事業)

当第2四半期連結累計期間におきましては、大手企業のモバイル公式コンテンツサイトのインフラ運用を中心とした受託開発のほか、携帯電話・スマートフォン向け高速メール配信エンジン「アクセルメール」や個人情報検出ツール「P-Pointer」の販売、ソーシャルアプリプロバイダー向けホスティングサービス「DSAS Hosting for Social」の提供を行ってまいりました。

また、iPhone向けアプリとして、位置情報を利用して自動的に“帰るメール”を送信できる「Sweet Home」、世界中の人と一緒に走る「runnr.net」、虹の発生情報をシェアする「pelangi」の提供を開始しました。

この結果、当セグメントの売上高は549,924千円、セグメント利益は172,591千円となりました。

### (2) 財政状態の分析

#### (資産の部)

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は7,405,994千円となりました。

流動資産合計は4,417,803千円となり、これは主に、現金及び預金2,258,504千円、売掛金1,658,626千円によるものであります。

固定資産合計は2,988,190千円となり、これは主に、無形固定資産1,331,137千円、敷金及び保証金648,720千円によるものであります。

#### (負債の部)

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は4,883,920千円となりました。

流動負債合計は4,731,918千円となり、これは主に、短期借入金3,435,000千円、買掛金551,089千円によるものであります。

固定負債合計は152,001千円となり、これは主に、長期借入金135,112千円によるものであります。

#### (純資産の部)

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は2,522,074千円となり、これは主に、利益剰余金1,395,598千円によるものであります。

### (3) キャッシュ・フローの分析

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は2,253,653千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果支出した資金は1,708,956千円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純損失の計上747,552千円、法人税等の支払額1,112,891千円による資金の減少によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は1,633,985千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出816,137千円、連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出304,177千円、本社等の増床に伴う敷金・差入保証金の差入による支出222,746千円によるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果取得した資金は3,643,973千円となりました。これは主に、短期借入金の借入による収入4,810,000千円、株式の発行による収入182,800千円によるものであります。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

#### 1. ゲームカテゴリーの選択と集中

開発ラインを下記の4つのゲームカテゴリーに集約。それぞれのカテゴリーごとに雛形アプリを作り、効率的なゲーム開発を行っていきます。

##### GvG ( ) 進化型

実績の出ている「真・戦国バスター」や「Lord of the Dragons」のゲームシステムを、スマートフォン独自のUI/UXを取り入れ進化させます。

##### 箱庭バトル

米国のモバイルオンラインゲーム市場で上位に多数ランクインしているカテゴリーであり、当社グループでも「Rise to the Throne」(近日リリース予定)をすでに開発中です。

##### スポーツ

コンソールゲームやブラウザーゲームでは常に人気のカテゴリーですが、スマートフォンゲームではまだ競合タイトルが少なく、成長余地が大きいカテゴリーです。

##### カジュアル

ユーザー数が多く、国内外のモバイルオンラインゲーム市場で上位にランクインしており、今後の成長が期待できるカテゴリーです。

( ) 「ギルド vs ギルド」の略であり、プレイヤーの集団同士が戦うゲームシステムの略

#### 2. 外注費の削減

不採算案件からの撤退、海外拠点の戦力化により、外注費を抑制。平成24年12月のピーク時に月次で264百万円であった開発外注費を、平成25年12月には116百万円まで削減いたします。

#### 3. 開発エンジン導入による開発の効率化

今まではエンジン等を使わないスクラッチ開発が中心になっておりました。今後は開発手法を整理一本化し、原則Unityでの開発に一本化してまいります。これにより開発効率が向上し、開発コストを低減します。

#### 4．マネジメントの強化（当社従来プロジェクトマネジメントへの回帰）

面白いゲーム作りを優先するという観点から、プロジェクトの自主性に任せた開発を行ってまいりましたが、その結果、スケジュール管理、コスト管理が甘くなり、新作リリースの大幅遅延、コストの増大という結果を招きました。

今後は当社が従来SI案件で培ってきたプロジェクトマネジメントノウハウをゲーム開発にも導入します。

#### 5．スタジオ制への移行

これまでは機能別組織体制を採用していたため、ゲーム開発は企画部門、開発部門にまたがって行われていましたが、従業員数の増大、ゲーム開発プロジェクトの大規模化、長期化により、この形態ではコミュニケーションロス、コストロスが顕著になってきました。

そのため今後は機能別大組織から権限委譲型小ユニット組織に移行し、それぞれのユニット（スタジオ）が売上責任とコスト責任の両方を負います。

#### 6．グローバルマーケティングの強化

グローバル版「Lord of the Dragons」を投入し、運営したことにより、KPIが日本と遜色ないことが分かりました。今後は、グローバル市場における売上拡大を図るため、パブリッシャーや大手同業他社と相互送客などを積極的に行ってまいります。

これらの施策により、売上の最大化、コストの最小化を計ってまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1．当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（事前警告型買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記に記載の基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

## 2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとし、

### 本プランに係る手続き

#### A. 対象となる大規模買付け等

本プランは以下のa又はbに該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとし、

- a. 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- b. 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

#### B. 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

#### C. 本必要情報の提供

上記Bの意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

#### D. 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下のa又はbの期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- a. 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- b. その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記abいずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします。（延長の期間は最大30日間とします。）

#### E. 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記Dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び

代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとします。

#### F．取締役会の決議

当社取締役会は、上記Eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

#### G．対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記Fの手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

#### H．大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

### 3．本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記 Fに記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権に、譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする譲渡制限、買付者等及びその関係者による権利行使は認められないという行使条件が付されることが予定されています。

### 4．本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成24年10月22日から本定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長するものとします。

### 5．本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

事前開示・株主意思の原則

必要性・相当性確保の原則

A．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

B．合理的な客観的発動要件の設定

C．デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、54,692千円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 従業員数

当第2四半期連結会計期間末における従業員数は、943名になっております。

なお、当社グループの従業員は複数のセグメントに就業しているため、セグメント別の記載はしておりません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	93,618,000
計	93,618,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年2月28日)	提出日現在発行数(株) (平成25年4月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	26,769,500	27,369,500	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 株主としての権利内容に何 ら限定のない当社における 標準となる株式でありま す。 また、単元株式数は100株 となっております。
計	26,769,500	27,369,500		

- (注) 1. 第2四半期会計期間末から提出日現在までの普通株式の増加は新株予約権(第三者割当て)の行使によるものであります。
2. 平成25年4月1日から、四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(第三者割当て)

決議年月日(発行年月日)	平成24年11月21日(平成24年12月10日)
新株予約権の数(個)	3,650
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,650,000 (注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額1株当たり671円 (注)3.(注)4.
新株予約権の行使期間	平成24年12月11日～平成26年12月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5.
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 本新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 3,650,000 株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「割当株式数」という。)は、1,000 株とする。)。ただし、以下(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が以下4.の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、以下4.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る以下4.(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、以下4.(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 行使価額の修正

本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下、「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。ただし、修正日にかかる修正後の行使価額が448円(以下、「下限行使価額」といい、以下4.に準じて修正される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、以下(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

以下(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

以下(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は以下(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(ただし、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに以下(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記、及びの場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記、及びにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日にお

ける当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。  
 また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記(2)の規定にかかわらず、上記(2)に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が以下6.(2)に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記(2)に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記(6)の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は次のとおりであります。

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、新株予約権の行使により発行される株式の数で除した額とする。

資本組入額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

6. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は3,650,000株、割当株式数は本新株予約権1個当たり1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない(ただし、上記2.に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

- (2) 行使価額の修正基準：本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下、「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

- (3) 行使価額の修正頻度：行使の際に上記(2)に記載の条件に該当する都度、修正される。

- (4) 行使価額の下限：修正日にかかる修正後の行使価額が448円(以下、「下限行使価額」といい、上記4.の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

- (5) 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は3,650,000株(平成25年2月28日現在の普通株式の発行済株式総数の13.63%)、割当株式数は本新株予約権1個当たり1,000株で確定している。

- (6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(上記(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：1,635,200,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

- (7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている。

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり8,820円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり8,820円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

7. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結した取決めの内容

当社が割当先(メリルリンチ日本証券株式会社)と締結した第三者割当て契約には以下の内容のコミットメント条項が含まれます。

(1) 当社は、次項の規定に従い割当日以降に割当先に対し通知書(以下、「行使指定通知書」という。)を交付することにより、以下(3)に定める行使必要期間中に行使すべき本新株予約権の数(以下、「行使必要新株予約権数」という。)を指定(以下、「行使指定」という。)することができる。割当先は、当社から行使指定通知書を受領した場合、これに係る行使必要期間内に、これに係る行使必要新株予約権数の本新株予約権の全部を行使するものとする。ただし、かかる本新株予約権の行使は、これを一括して又は数回に分けて行うことができる。

(2) 当社は何度でも行使指定を行うことができるが、各行使指定に係る行使必要新株予約権数は、以下に記載する各算式で算出される数のうち、最も少ない数を超えないものとする。また、いずれかの行使必要期間中に(当該行使必要期間に係る行使必要新株予約権数の全部について行使が完了しているか否かを問わず)新たな行使指定を行ってはならない。

当該行使指定に係る行使指定通知書を交付した日(以下、「指定書交付日」という。)の前日まで(同日を含む。)の1ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数(1株未満を四捨五入する。)に5を乗じて得られる株数を本新株予約権1個当たりの割当株式数で除して得られる数(1個未満は切り捨てる。)

指定書交付日の前日まで(同日を含む。)の3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数(1株未満を四捨五入する。)に5を乗じて得られる株数を本新株予約権1個当たりの割当株式数で除して得られる数(1個未満は切り捨てる。)

当該行使指定に係る行使指定通知書交付の時点の直前に未行使であった本新株予約権の個数から当該時点において停止指定の対象となっている本新株予約権の総数を差し引いた数。

(3) 各行使必要期間は、当社が割当先に対し行使指定通知書を交付した日の翌日(当日を含む。)から20取引日の期間とし、いずれの行使必要期間も行使請求期間内に開始しかつ終了しなければならない。

(4) 当社は、以下の各号に定める事項がすべて充足されていなければ、割当先に対し行使指定通知書を交付してはならない。

当該行使指定通知書の交付の時の直前における当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値(以下、「終値」という。)が下限行使価額(ただし、同項により調整される。)の120%に相当する金額以上であること。

当該行使指定通知書の交付の時点において、当社又はその子会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれのある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。)がないこと。

8. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

9. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

10. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

第7回新株予約権

決議年月日(発行年月日)	平成24年11月21日(平成24年12月10日)
新株予約権の数(個)	2,605
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260,500 (注) 1 . (注) 2 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	559円 (注) 2 .
新株予約権の行使期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 568円 資本組入額 284円 (注) 3 .
新株予約権の行使の条件	(注) 4 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5 .

(注) 1 . 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。

2 . 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものであります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で目的となる株式の数の調整を行うことができますものとする。

なお、新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整します。

(1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価格で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

(3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 . 本新株予約権は、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額の払込により有償にて発行されており、当該払込金額は1個当たり900円であります。

4 . 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。

(3) 新株予約権者は、次に掲げる事由をすべて満たした場合に、新株予約権を行使することができる。

当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25年12月期の損益計算書における営業利益の金額が金50億円を超過すること。

当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成26年12月期の損益計算書における営業利益の金額が金40億円を超過すること。

(4) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、新株予約権を行使することができない。新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合。

新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役、監査役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合(ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

新株予約権者が法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合。

新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。

新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合。

新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合。

新株予約権者が就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合。

新株予約権者が役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、当該期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

以下6.に準じて決定する。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権を取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合その端数を切り上げる。資本金等増加限度額から資本金増加分を減じた額は、資本準備金に組み入れるものとする。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

6. 新株予約権の取得事由及び取得条件は次のとおりであります。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得する。
- (2) 当社は、新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に定める規定により権利行使の条件を欠くこととなった場合又は新株予約権者が新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得する。
- (3) 当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第2四半期連結会計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年2月28日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	400
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	400,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	457
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	182,800
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	400
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	400,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	457
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	182,800

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年12月1日～ 平成25年2月28日 (注)	440,500	26,769,500	98,521	1,027,086	98,521	722,841

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 当第2四半期連結会計期間後、新株予約権の行使により、発行済株式総数が600,000株、資本金が137,046千円及び資本準備金が137,046千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成24年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
真田 哲弥	東京都江東区	3,897,500	14.80
仙石 浩明	大阪府豊中市	1,050,500	3.98
セガサミーホールディングス株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル2 1階	675,000	2.56
株式会社ドコモ・ドットコム	東京都港区赤坂一丁目7番1号	540,000	2.05
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4 6	385,900	1.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	333,400	1.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75537口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	322,600	1.22
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	302,000	1.14
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA / NV - BNY GCM CLIENT ACCT JP RD LMG 常任代理人 シティバンク銀行株式会社	東京都品川区東品川2丁目3番14号	240,500	0.91
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4 1 麹町大通ビル1 3階	238,086	0.90
計		7,985,486	30.32

- (注) 1. 当第2四半期会計期間末現在については、変則決算により当第2四半期会計期間末時点において株主名簿を締めていないことから当社として把握することができないため、直前の基準日(平成24年11月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。
2. 上記の他、自己株式831,800株(発行済株式総数に対する所有割合3.16%)を保有しておりますが、当該自己株式には議決権がないため、上記「大株主の状況」からは除外しております。

(7) 【議決権の状況】

当第2四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、変則決算により当第2四半期会計期間末時点において株主名簿を締めていないことから記載内容が確認できないため、直前の基準日(平成24年11月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 831,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,493,900	254,939	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,300		
発行済株式総数	26,329,000		
総株主の議決権		254,939	

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、「従業員持株E S O P信託」所有の自己株式が、322,600株(議決権の数3,226個)含まれております。

【自己株式等】

平成24年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) K L a b株式会社	東京都港区六本木六丁目10 番1号	831,800		831,800	3.16
計		831,800		831,800	3.16

(注) 上記の他、四半期連結財務諸表において自己株式として認識している当社株式は322,600株であります。これは、従業員持株E S O P信託(信託受託者:三菱UFJ信託銀行株式会社、以下、「E S O P信託」といいます。)が保有する当社株式につき、会計処理上当社とE S O P信託は一体のものであると認識し、当該株式を自己株式として計上しているためであります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

なお、当社は第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、比較情報は記載しておりません。

(2) 当社は、平成24年11月28日開催の第13回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を8月31日から12月31日に変更いたしました。これにより、第14期は、平成24年9月1日から平成25年12月31日までの16ヶ月となっております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成24年12月1日から平成25年2月28日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年9月1日から平成25年2月28日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間  
(平成25年2月28日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,258,504
売掛金	1,658,626
その他	506,961
貸倒引当金	6,288
流動資産合計	4,417,803
固定資産	
有形固定資産	443,926
無形固定資産	
のれん	361,649
その他	969,487
無形固定資産合計	1,331,137
投資その他の資産	1,213,126
固定資産合計	2,988,190
資産合計	7,405,994
負債の部	
流動負債	
買掛金	551,089
短期借入金	3,435,000
賞与引当金	121,999
その他	623,830
流動負債合計	4,731,918
固定負債	
長期借入金	135,112
その他	16,889
固定負債合計	152,001
負債合計	4,883,920
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,027,086
資本剰余金	722,841
利益剰余金	1,395,598
自己株式	634,497
株主資本合計	2,511,029
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	32,177
その他の包括利益累計額合計	32,177
新株予約権	40,534
少数株主持分	2,687
純資産合計	2,522,074
負債純資産合計	7,405,994

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成25年2月28日)
売上高	7,119,494
売上原価	5,468,939
売上総利益	1,650,554
販売費及び一般管理費	1 2,531,387
営業損失( )	880,832
営業外収益	
受取利息	673
為替差益	155,654
その他	13,118
営業外収益合計	169,447
営業外費用	
支払利息	6,745
持分法による投資損失	8,495
その他	427
営業外費用合計	15,668
経常損失( )	727,054
特別損失	
減損損失	4,947
関係会社株式売却損	14,647
その他	903
特別損失合計	20,498
税金等調整前四半期純損失( )	747,552
法人税等	147,482
少数株主損益調整前四半期純損失( )	600,070
少数株主損失( )	2,467
四半期純損失( )	597,603

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成25年2月28日)
少数株主損益調整前四半期純損失( )	600,070
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	33,618
四半期包括利益	633,688
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	631,928
少数株主に係る四半期包括利益	1,759

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成25年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失( )	747,552
減価償却費	108,781
減損損失	4,947
のれん償却額	39,588
貸倒引当金の増減額( は減少)	338
賞与引当金の増減額( は減少)	32,272
受取利息及び受取配当金	673
支払利息	6,745
為替差損益( は益)	119,496
関係会社株式売却損益( は益)	14,647
持分法による投資損益( は益)	8,495
固定資産除却損	858
売上債権の増減額( は増加)	208,722
仕入債務の増減額( は減少)	41,644
その他	186,970
小計	588,327
利息及び配当金の受取額	353
利息の支払額	8,091
法人税等の支払額	1,112,891
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,708,956
投資活動によるキャッシュ・フロー	
関係会社株式の取得による支出	30,000
その他の関係会社有価証券の払込による支出	45,000
有形固定資産の取得による支出	178,827
無形固定資産の取得による支出	816,137
敷金及び保証金の差入による支出	222,746
敷金及び保証金の回収による収入	151
貸付金の回収による収入	11,700
事業譲受による支出	46,337
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	304,177
その他	2,609
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,633,985
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	4,810,000
短期借入金の返済による支出	1,375,000
リース債務の返済による支出	5,007
長期借入金の返済による支出	20,400
ストックオプションの行使による収入	63,484
株式の発行による収入	182,800
自己株式の取得による支出	55,296
自己株式の売却による収入	8,855
新株予約権の発行による収入	34,537
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,643,973
現金及び現金同等物に係る換算差額	50,991
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	352,022
現金及び現金同等物の期首残高	1,901,631
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,253,653

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

当社は、第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しております。四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

KLab Global Pte. Ltd.

KLab America, Inc.

KLab Cyscorpions Inc.

メディアインクルーズ株式会社

可来?件??(上海)有限公司(KLab China)

#### (2) 非連結子会社の名称

Pickle株式会社

株式会社ドリームラボラトリー

文京工機株式会社

ネクストタイムズ株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、それぞれ合計の総資産、売上高、四半期純利益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、いずれも四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社の数及び名称

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称 SBI-KLab Startup 1号投資事業有限責任組合

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

Pickle株式会社

株式会社ドリームラボラトリー

文京工機株式会社

ネクストタイムズ株式会社

KLab Ventures株式会社

持分法適用の範囲から除いた理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ四半期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、四半期連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

### 3. 連結子会社の決算日に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

KLab Global Pte. Ltd. 12月31日

KLab America, Inc. 3月31日

KLab Cyscorpions Inc. 12月31日  
メディアインクルーズ株式会社 3月31日  
可来?件??(上海)有限公司(KLab China) 12月31日

連結子会社のうち、四半期決算日が四半期連結決算日と異なる子会社については、連結財務諸表の作成にあたり、四半期連結決算日に仮決算を行った財務諸表を使用しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

平成19年3月31日以前に取得したのものについては旧定率法を、平成19年4月1日以降に取得したのものについては定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 4～6年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(2年又は5年)に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等

特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当期に帰属する部分の金額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当四半期連結会計期間末の進捗部分について成果の確実性が認められる契約については、工事進行基準(ソフトウェア開発の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

(6) その他四半期連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年9月1日 至 平成25年2月28日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	第1四半期連結会計期間より、KLab Global Pte. Ltd.、KLab Cyscorpions Inc.、KLab America, Inc.については今後重要性が増すと考えられるため、連結の範囲に含めております。また、メディアインクルーズ株式会社及び可来?件??(上海)有限公司(KLab China)については株式を取得したため、連結の範囲に含めております。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	当第2四半期連結会計期間より、SBI-KLab Startup 1号投資事業有限責任組合については今後重要性が増すと考えられるため、持分法適用の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年9月1日 至 平成25年2月28日)	
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)	当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年9月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年9月1日 至 平成25年2月28日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成25年2月28日)
広告宣伝費	939,101千円
賞与引当金繰入額	39,397千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成25年2月28日)
現金及び預金	2,258,504千円
預入期間が3か月を超える定期預金	4,850千円
現金及び現金同等物	2,253,653千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自平成24年9月1日 至平成25年2月28日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成24年9月1日至平成25年2月28日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、モバイルオンラインゲームを提供する「ゲーム事業」、PC・モバイルのWebサイト開発・統合・移管、大規模・高負荷対応インフラ「DSAS(ディーサス)」サービスの提供、受託したシステム・コンテンツサイト・共同コンテンツサイトの運営、培った技術やノウハウの製品化・ソフトウェアパッケージやアプリケーションサービスとしての提供などから構成される「その他事業」を主たる事業としております。

したがって、当社グループは、サービスの提供形態を基礎とした事業別のセグメントから構成されており、「ゲーム事業」「その他事業」の2つの報告セグメントに分類しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

事業セグメントの利益は売上総利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	ゲーム 事業	その他事業	
売上高			
外部顧客への売上高	6,569,569	549,924	7,119,494
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-
計	6,569,569	549,924	7,119,494
セグメント利益	1,477,963	172,591	1,650,554

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の売上総利益と一致しているため、差異調整は行っていません。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(のれんの金額の重要な変動)

ゲーム事業セグメントにおいて、平成24年9月3日付でメディアインクルーズ株式会社の発行済株式総数の100%の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第2四半期連結累計期間においては307,101千円であります。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成25年2月28日)
1株当たり四半期純損失金額	23円80銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額(千円)	597,603
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	597,603
普通株式の期中平均株式数(株)	25,112,676
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年4月12日

K L a b株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹野俊成 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千葉達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているK L a b株式会社の平成24年9月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年12月1日から平成25年2月28日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年9月1日から平成25年2月28日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、K L a b株式会社及び連結子会社の平成25年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。